

仲裁法に関する近時の裁判例

弁護士 小原 路絵

第1 始めに

2018年5月に大阪に日本初の国際仲裁・ADR専用施設である日本国際紛争解決センター (JIDRC-Osaka) が開業し、同年11月に京都に京都国際調停センター (JIMIC-Kyoto) が開業した。

関西が日本における国際調停・国際仲裁の拠点になっていくことが期待される中、近時の仲裁をめぐる裁判例を2つ紹介したい。

第2 東京高決平成30年8月1日 (金融・商事判例1551号13頁)

1 事案の概要

本件は、仲裁判断取消申立事件である。XとYは、2008年2月に特許クロスライセンス契約 (以下「本件CL契約」という。) において、一般社団法人日本商事仲裁協会 (以下「JCAA」という。) の商事仲裁規則 (以下「JCAA規則」という。) に従って日本国東京都で仲裁により解決し、準拠法を日本法とする旨の仲裁合意を行った。本件CL契約は、XとYが相互にそれぞれの特許権の使用を許諾し、YがXに対してロイヤルティを支払う内容となっていた。Yが既払いロイヤルティのXの受領が不当であるなどして、2012年11月に仲裁を申し立て、仲裁廷は2014年12月22日に、XにYへの支払を命じる仲裁判断 (2015年2月4日に計算違いを訂正する仲裁判断の補遺) をした。

Xは、本仲裁判断に仲裁法44条1項4、5、6及び8号¹所定の取消事由があるとして、本申立てを行った。

2 原決定の内容 (東京地決平成30年3月28日、金融・商事判例1551号24頁)

原決定は、Xの多岐にわたる申立てのうち、わが国の民事訴訟法所定の再審事由 (判決に影響を及ぼすべき重大な事項についての判断遺脱) に相当するものがあり、上記8号の取消事由があるとして、本仲裁判断のYの申立てを認めた部分及びXの反対申立てを棄却した部分を取り消した。

3 本決定の内容

本決定は、取消事由はないとして、原決定を取り消して仲裁判断取消申立てを全部棄却すべきものとした。

その理由として、①わが国の仲裁法がUNCITRAL (United Nations Commission on International Trade Law 国際連合国際商取引法委員会) が作成したいわゆる国際商事仲裁モデル法に準拠して立案されており、国内民事訴訟法の緻密な法令の解釈の傾向に流されることなく、諸外国の仲裁法と共通の解釈、国際的に通用する解釈を心掛けるべきで、仲裁人には仲裁手続の特性 (一審かつ終審制、迅速性、柔軟性、専門性など) を踏まえた審理が期待されること、②仲裁判断の取消申立てにおいては、仲裁判断の実質的な再審査 (単なる実体法の解釈適用の誤りを理由とするものも含む。) を行うような審理は許されないこと、③仲裁判断の法令違反については、日本の民事訴訟法ではなく、仲裁法及び同法26条²に基づき当事者が合意した手続準則 (本件ではJCAA規則) であること、④仲裁法4条³は、裁判所が仲裁手続や仲裁判断に対して謙抑的であることを定めており、取消事由を定めた同法44条1項の解釈については拡張解釈や類推解釈をすべきでないこと、⑤日本の民事訴訟法の緻密な要件事実論よりも、大きな基準 (平等主義、主張立証の機会の保証) を個別に判断することが仲裁法の趣旨にかなない、仲裁判断の実質的な再審査を求めるような主張に対しては、簡潔な理由 (例えば「実質的な再審査を求めるものであり、仲裁判断の取消事由にあたらぬ」など) で排斥すべきであることを挙げた。

4 検討

本仲裁判断が約2年、原決定が約3年の期間を経ているのに対し、本決定は、原決定から約4ヶ月でなされている。本決定が上記①乃至⑤の理由で述べるように、仲裁判断は、一審かつ終審の判断であり、取消申立事由は再審のように限定的に捉えられるべきで、再審査を求めるような蒸し返しの理由は認められるべきではないとの前提で迅速に判断されたものといえる。

本決定については、「それぞれの手続の根拠となる法律の立法趣旨に応じて柔軟に対応していくべきこと、民事訴訟以外の手続において民事訴訟的な発想で手続を運用することは、手続をいたずらに遅延させて立法趣旨に反する結果を招くことがあることに、わが国の法曹は留意していくべきであろう。」「経験の浅い主任裁判官の検討の結果が出るのを待

つことなく、審理の初期の段階(事件を受審してまもない段階)から裁判長を交えた合議を行い、早期に、当事者の主張が仲裁判断の実質的な再審査を求めるにすぎないものか、本格的な検討を行うべき取消事由等の主張があるかを見極めて、いたずらに審理が遅延しないように心がけるべきであろう。」との見解や、日本の国際仲裁の活性化のためには裁判所が仲裁フレンドリーになる必要性が述べられている(金融・商事判例1551号15・16頁)。

第3 最決平成29年12月12日(判例時報2365.70)

1 事案の概要

本件も、仲裁判断取消申立事件である。3人の合議体で判断された本仲裁判断について、そのうちの1人が仲裁法18条4項⁴の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の開示義務に違反したかが問題となった。Yら(日本法人とシンガポール法人)はXら(米国法人)に対して、平成23年6月にJCAAに仲裁を申し立て、同年9月20日までに本件仲裁人ほか2名が選任された。本件仲裁人は、同日付で、同人が所属する法律事務所(ただし、本件仲裁人は同事務所のシンガポール・オフィス所属)の弁護士が、将来、本件仲裁事件に関係しない案件において、本件仲裁事件の当事者及び/又はその関連会社に助言し又はそれらを代理する可能性があるなど記載した表明書(以下「本件表明書」という。)を提出した。本件仲裁人は、上記選任時には同事務所に所属していなかったが、同事務所のサンフランシスコ・オフィスに平成25年2月までに所属するようになった弁護士が、平成26年2月の本仲裁判断がなされるまでに、完全親会社をYらと同じくする米国法人の米国での別件訴訟において同法人の訴訟代理人を務めている事実(以下「本件事実」という。)を開示しなかった。

Xは、本仲裁判断に仲裁法44条1項6号等所定の取消事由があるとして、本申立てを行った。

2 原決定の内容(大阪高決平成28年6月28日、判例時報2319.32)

原々決定(大阪地決平成27年3月17日、判例時報2270.74)はXらの申立てを全て棄却した。原決定は、本件事実が同項の事実にあたるとして、①仲裁人の開示義務とは、忌避の判断資料を当事者に提供するため、対象となる事実が具体的に特定できるものでなければならず、本件表明書は抽象的な表明にすぎず、これを開示したことにはならず、②仲裁人が手

間をかけずに知ることができる事実について調査義務を負うところ、本件仲裁人はこの開示義務に違反したとして、同項の取消事由に該当し、この違反は重大な手続き上の瑕疵であるとして、Xらの本件申立てを認容した。

3 本決定の内容

本決定は、上記①の理由は是認し、上記②の理由は是認できないとして、原決定を破棄して差し戻すと判断した。

その理由として、上記①について、同法18条4項は「既に開示したもの」について開示義務から除外しているが、抽象的に述べるだけでは、「既に開示した」とはいえないとした。次に上記②について、開示義務違反となるのは、仲裁手続が終了するまでに、仲裁人が当該事実を認識していたか、仲裁人が合理的な範囲の調査を行うことによって当該事実が通常判明し得たことが必要であるとし、本件では、本件仲裁人の認識や、合理的な範囲の調査で通常判明し得たか否かが明らかでないとした。

4 検討

(1) まず、44条1項所定の取消事由は、取消事由がある場合に必ず取消となるものではなく、裁量による取消を認めるものに過ぎない(同6項)¹。

(2) 次に、上記②の調査義務について、原決定が、法律事務所内でのコンフリクト・チェックにより、特段の支障なく調査することが可能であったとして調査義務違反を認定したところ、本決定では、コンフリクト・チェックの確認態勢がいかなるものであったかも判然としないなどとして、上記判断を下した。

(3) 上記①の理由からすれば、本件表明書のような抽象的文言の表明はほとんど意味のないものとなり、仲裁人とすれば、仲裁判断の前には再度コンフリクト・チェックを行い、万一利益相反が判明した場合には即座に当事者に開示して、その判断を待つことになる。しかし、そもそも、多くの法律事務所においては、そこに所属する弁護士が仲裁人として事件を受任する際には、事件終了まで、同事務所内の他の弁護士が、当該仲裁事件と関係するクライアントの相談や事件受任を回避することができるように、その態勢が整っていると思われるが、本件ではその態勢について明らかにはなっていない。本件法律事務所は、本件仲裁人が所属していたシンガポール・オフィスや問題となったサンフランシスコ・オフィスなど、多数の

国に支店を有しているところ、このような国際的法律事務所における複数支店間のコンフリクト・チェック態勢として、どの程度のものがなされていれば、本決定の規範を満たすのかは、今後の事例集積によることになる。

また、本件では、当事者側も国際的企業であったため本件のような問題が生じたと考えられるところ、上記(1)のように取消とはあくまで裁量によるものであるところ、1つ目の裁判例から読み取れる裁判所の仲裁への謙抑的態度からして、どこまでの利益相反が裁量による取消がなされるべき事案であるかも判断が分かれるところである。

(4) JCAAでは、本決定を参考にJCAA規則を2019年1月1日に改正し、詳細な開示義務を規定した(NBL1141.7参照)。

1 (仲裁判断の取り消し)

第44条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁判断の取消しの申立てをすることができる。

- 一 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
- 二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、日本の法令)によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。
- 三 申立人が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)により必要とされる通知を受けなかったこと。
- 四 申立人が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。
- 五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。
- 六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。
- 七 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。
- 八 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

(第2～5項略)

- 6 裁判所は、第1項の申立てがあった場合において、同項各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき(同項第1号から第6号までに掲げる事由にあっては、申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)は、仲裁判断を取り消すことができる。

2 (仲裁手続の準則)

第26条 仲裁廷が従うべき仲裁手続の準則は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、この法律の公の秩序に関する規定に反してはならない。

- 2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、この法律の規

定に反しない限り、適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができる。

- 3 第1項の合意がない場合における仲裁廷の権限には、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限が含まれる。

3 (裁判所の関与)

第4条 仲裁手続に関しては、裁判所は、この法律に規定する場合に限り、その権限を行使することができる。

4 (忌避の原因等)

第18条 当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人を忌避することができる。

- 一 当事者の合意により定められた仲裁人の要件を具備しないとき。
- 二 仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 2 仲裁人を選任し、又は当該仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁人を忌避することができる。
- 3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。
- 4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実(既に開示したものを除く。)の全部を遅滞なく開示しなければならない。